

会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、四国 NGO ネットワークと称する。英語での表記は、Shikoku NGO Network(SNN) とする。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、四国に拠点を置く NGO 相互の情報交換や意見交換、市民との対話・連携などを通して、NGO の社会的・経済的活動基盤を強化する仕組みや、地球市民の育成に向けて行政・企業・学校・異分野 NPO とのよりスムーズな連携を図っていく仕組みを確立し、NGO の側面的支援を行うことによって、四国全体の NGO 活動のさらなる発展、市民活動全体の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域内 NGO 間や行政・企業・学校・異分野 NPO 等関係機関との連携促進のための活動
- (2) 国際協力活動及び NGO 運営に関わるセミナー・研修・相談業務等の実施
- (3) 国際理解教育・開発教育及び国際協力に関する啓発活動
- (4) 国際協力、国際理解教育・開発教育に関わる政策提言
- (5) その他、この団体の目的達成に必要な活動

第3章 会員

(種別)

第5条 この団体の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員

- A この団体の目的に賛同し入会した NGO

B この団体の目的に賛同し入会した団体（NGOを除く）

C この団体の目的に賛同し入会した個人

(2) 賛助会員 この団体の事業への維持・協力のため入会した上記以外の団体及び個人

（入会）

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、運営委員長が別に定める入会申込書により、運営委員長に申し込むものとし、運営委員長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 運営委員長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第7条 会員は、運営委員会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第9条 会員は、退会理由を運営委員長に提出し、任意に退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、運営委員会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第 11 条 既納の年会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 運営委員、監事及び事務局

(種別及び定数)

第 12 条 この団体に次の運営委員及び監事を置く。

(1) 運営委員 3 人以上 10 人以内

(2) 監事 1 人以上 2 人以内

2 運営委員のうち、1 人を運営委員長、1 人以上 3 人以内を副運営委員長とする。

3 運営委員のうち、NGO 関係者を過半数とする。

(選任等)

第 13 条 任期満了に伴う運営委員及び監事の選任は総会で行うこととし、任期途中における辞任又は増員に伴う運営委員の選任は運営委員会で行うこととする。

2 運営委員及び監事は、正会員の中から選出する。

3 運営委員長及び副運営委員長は、運営委員の互選とする。

4 運営委員及び監事のうちには、各人の配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は各人並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が、運営委員及び監事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

5 監事は、運営委員又は本団体の事務局員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 運営委員長は、この団体を代表し、その業務を統括する。

2 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるとき又は運営委員長が欠けたときは、運営委員長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 運営委員は、運営委員会を構成し、この会則の定め及び運営委員会の決定に基づき、本団体の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 運営委員の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本団体の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、本団体の業務又は財産に関し不正の行為又は会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報

告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 運営委員の業務執行状況又は本団体の財産状況について、運営委員に意見を述べ、若しくは運営委員会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 運営委員及び監事の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した運営委員及び監事の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 運営委員及び監事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 運営委員又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 運営委員及び監事が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その運営委員及び監事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他運営委員及び監事としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬)

第 18 条 運営委員及び監事は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 運営委員及び監事には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、運営委員長が別に定める。

(事務局員)

第 19 条 この団体の事務を処理するために、運営委員長は運営委員会の議決を経て、事務局長その他の事務局員を置くことができる。

第5章 総会

(種別)

第20条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 任期満了に伴う運営委員及び監事の選任
- (6) 運営委員及び監事の解任
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 運営委員会で必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集の申し入れがあったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、運営委員長が招集する。

2 運営委員長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 運営委員会

(種別)

第 30 条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(権能)

第 31 条 運営委員会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算ならびにその変更
- (4) 任期途中における辞任又は増員に伴う運営委員の選任
- (5) 運営委員及び監事の職務及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 運営委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 運営委員長が必要と認めたとき
- (2) 運営委員の総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 運営委員会は、運営委員長が招集する。

2 運営委員長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 21 日以内に運営委員会を招集しなければならない。

3 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した電子メール・書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 運営委員会の議長は、運営委員長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 運営委員会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 運営委員会の議事は、運営委員総数の過半数を持って決し、可否同数のと

きは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各運営委員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により運営委員会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について電子メール・書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した運営委員は、第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、運営委員会に出席したものとみなす。

4 運営委員会の議決について、特別の利害関係を有する運営委員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 39 条 この団体の資産は、運営委員長が管理し、その方法は、運営委員会の議決を経て、運営委員長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この団体の会計は、次の会計の原則にしたがって行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとする。
- (4) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、運営委員長が作成し、運営委員会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、運営委員長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 43 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、運営委員会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、運営委員会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この団体の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、運営委員長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、運営委員会の議決を経なければならない。

第 8 章 会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

第 48 条 この団体が会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第 49 条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第 1 号の事由により本団体が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この団体が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、総会において議決した者に譲渡する。

(合併)

第 51 条 この団体が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

第 10 章 雑則

(細則)

第 52 条 この会則の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、運営委員長がこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の運営委員及び監事は、設立総会で議決された次に掲げる者とする。

・運営委員

葛目 収治（高知県青年海外協力隊 OB 会会長）

齊藤 慎吾（えひめグローバルネットワーク事務局長）

竹内よし子（えひめグローバルネットワーク代表）

新田 恭子（NPO 法人セカンドハンド代表）

蓮井 孝夫（NPO 法人香川国際ボランティアセンター副理事長兼事務局長）

・監事

木村 義次（烏雲の森 沙漠植林ボランティア協会会長）

- 3 この団体の設立当初の運営委員及び監事の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の開催日から 2005 年度通常総会終了時までとする。

- 4 この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 5 この団体の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から 2005 年 3 月 31 日までとする。

- 6 この団体の設立当初の会費は、第 7 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員 A・B・C 1,000 円

賛助会員 一口 500 円（個人）

 一口 5,000 円（団体・法人）